

【申出に当たってのチェックリスト】

郵便による申出の方

①申出に必要な書類

下記の書類をご用意のうえ、郵送で申出をお願いいたします。

【必ずご提出いただく資料】

☐ 申出書

☐ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

☐ 以下の（イ）から一つ（顔写真のついているもの）の写し

（イ）：マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、障がい者手帳、パスポート

☐ （（イ）が無い場合）以下の（ロ）から二つ、または（ロ）と（ハ）から1点ずつの写し

（ロ）：資格確認書、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書、雇用保険被保険者証、自衛官診療証、現在生活保護を受給していることがわかる書類（被保護者証明書または生活保護受給証明書）、その他公的機関発行の本人確認書類（氏名と住所または氏名と生年月日が確認できるもの）

（ハ）学生証（写真付き）、法人（国又は地方公共団体の機関を除く。）が発行した身分証明書（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

☐ （日本人の場合）保護受給当時の世帯員全員の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）の原本または写し

※結婚等により保護受給当時の氏が現在の氏と異なる場合は、併せて、保護受給当時の氏が記載された戸籍謄本が必要です。ただし、現在の戸籍謄本で保護受給当時の氏が確認できる場合（従前の戸籍の筆頭者として保護受給当時の氏が記載されている場合または父母の氏で確認できる場合）は不要です。

※保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて生活保護受給証明書によることも可

☐ （外国人の場合）全世帯員の住民票の写し

※保護受給中の場合は、住民票に代えて生活保護受給証明書によることも可

☐ 申出権者本人名義の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し

【必要に応じて提出いただく資料】

☐ 加算に関する挙証資料（※1）

☐ 代理による申出を行う場合は、委任状（法定代理人による申請の場合は不要）、代理人の本人確認書類の写し、本人との関係を証する書類

② 申出書の記載事項

下記が全て記載されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

☐ 申出権者が保護受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか

☐ 新潟市で保護を受給されていた期間の世帯員が全員記載されているか
（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）

☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか

☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか（※1）

☐ 連絡先が記載されているか

（※1）新潟市は受給当時のデータを保有しているため、当時の受給歴に関する申出書の記載に過不足や挙証資料の不足があった場合でも、新潟市のデータに基づき算定します。なお、新潟市のデータにない受給歴・加算等について申出された場合、挙証資料の提出があっても、審査の結果、算定に反映されない場合があります。